

第2次佐野市教育大綱

平成30(2018)年3月

栃木県佐野市

目次

1	はじめに	1
2	根拠法令	1
3	計画期間	1
4	推進テーマ	2
5	基本方針	2
	参考資料	5

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を構築するため、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められていることから、本市では、平成28年3月に「佐野市教育大綱」を策定しました。

この度、その計画期間が満了し、また、平成30年度からの市の最上位計画である第2次佐野市総合計画を策定することから、総合計画との整合性を図るため、「第2次佐野市教育大綱」を策定します。

なお、総合計画の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向け、総合計画の基本目標「豊かな心を育み、学び合うまちづくり」を柱に、基本目標「新たな流れの創造による賑わうまちづくり」における教育関連施策を合わせて推進するものとします。

2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定します。

3 計画期間

教育大綱の計画期間は、第2次佐野市総合計画前期基本計画との整合性を図るため、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4年間とします。

なお、教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、佐野市総合計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを行います。

4 推進テーマ

第2次佐野市総合計画の推進テーマ「定住促進」は、全ての施策に共通するものであることから、教育大綱においても推進テーマとして位置付けます。

なお、「定住促進」には、郷土への愛着と誇りを醸成することが必要であり、まちへの愛着が強くなれば佐野市に住み続けたいという思いも大きくなります。そのために必要な「人づくり」「地域づくり」に関する取組を、学校教育及び地域における様々な教育の場において推進することにより、「定住促進」へつなげていきます。

5 基本方針

未来を担う子どもたちが「生きる力」を身に付けることができるよう、小中学校の適正規模・適正配置の推進により小中一貫教育に取り組むなど、より良い教育環境を整え、心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成を図ります。

また、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習環境の充実と、生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。そして、その学習の成果を地域の教育力として還元し、地域に関わっていけるよう、交流の場や機会を充実させ、地域づくりを推進します。特に、学校・家庭・地域が連携して市全体でいじめの防止、早期発見、解決に取り組みます。

加えて、市の歴史・文化を守るため、子どもたちを対象とした文化芸術体験や施設見学等を通して、郷土への理解促進を図るとともに、史跡等を保存活用するための人材を育成します。

なお、これらを推進するにあたっては、第2次佐野市総合計画前期基本計画に基づき、次に掲げる7つを基本方針として取り組みます。

基本方針 1 特色ある教育と心の教育を推進します

- ①生きる力の育成
- ②教職員の資質の向上
- ③小中一貫教育の推進
- ④特別支援教育の推進

基本方針 2 安全で安心して学べる教育環境を整備します

- ①安全で快適な学校施設の整備
- ②市立学校の適正規模・適正配置の推進
- ③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実
- ④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

基本方針 3 生活を豊かにする生涯学習を推進します

- ①学習情報及び場の提供
- ②学習成果を活かす取組
- ③青少年の健全育成

基本方針 4 学校・家庭・地域連携により教育力の向上を図ります

- ①いじめ問題に対する学校・家庭・地域の連携
- ②家庭教育支援の推進
- ③地域の教育力を活かす取組

基本方針 5 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備を図ります

- ①生涯スポーツの推進
- ②競技スポーツの推進
- ③スポーツ施設の整備と運営

基本方針 6 文化芸術活動を推進します

- ①文化芸術活動の推進
- ②文化芸術活動団体との連携・支援
- ③文化芸術施設の環境整備

基本方針 7 歴史・文化資源を継承し保存します

- ①歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承
- ②歴史・文化資源の理解の促進と地域づくりの推進

参考資料

1 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。